

## ■質問回答書

No.	様式	ページ 番号等	質問事項	回答
1	募集 要項	P.3	八王子市地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項の提出書類8の(2)の力にある「役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類」とありますが、略歴は現在の職務と解して良いのでしょうか	略歴とは、経歴を略したものを想定しておりますので、現在の職務以外の経歴を記載していただいて構いません。
2	募集 要項	P.4	「2次評価のプレゼンテーション及びヒアリングは、団体代表者又は担当者が行うこととする」とありますが、人数は1名でしょうか。それとも、複数人で行っても構わないのでしょうか。	2次評価のプレゼンテーション及びヒアリングは、3名以内で行っていただきます。なお、プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは15分程度の所要時間を想定しております。
3	募集 要項	P.7	業務説明資料 2-1(6)家庭の省エネチャレンジ事業について、「抽選で100名の方に素敵な商品が当たります」と市のホームページには記載されていますが、この商品も、はちエコポイントの商品と同じく、指定団体が購入するものでしょうか。また、商品は市が指定したものを購入するのか、指定団体が決めても良いのでしょうか(市と協議の上)。	原則、指定団体が購入するものとなります。商品は、市と協議のうえであれば、指定団体が決めても構いません。
4	募集 要項	P.7	業務説明資料 2-1(7)みどりのカーテン普及事業について、市のホームページには「入賞者には賞状と副賞、その他の方には参加賞を進呈します」と記載がされていますが、副賞と参加賞は指定団体が購入するものでしょうか。	原則、指定団体が購入するものとなります。副賞と参加賞は、市と協議のうえであれば、指定団体が決めても構いません。

5	募集 要項	P.7	業務説明資料 2-1(8)エコアクション21の認証・登録の支援について、市のホームページには「エコアクション21自治体イニシアティブプログラム」において、「エコアクション21地域事務局東京中央」の共同で行っているとの記載がありますが、上記団体に指定団体から謝金をお支払いするのでしょうか。	業務説明資料 2-1(8)エコアクション21の認証・登録の支援において、謝金の支払いはありません。
6	募集 要項	P.7	業務説明資料 2-1(10)地球温暖化対策地域協議会の運営について、出席者への謝礼については市の規定で定められた金額がありますでしょうか。	謝礼の金額は、1人あたり2,500円となります。また、現在、地球温暖化対策地域協議会のなかで、謝礼が伴う出席者は8名となります。
7	募集 要項	P.7	業務説明資料 2-1(11)推進員の活動支援について、推進員への活動費については市の規定で定められた金額がありますでしょうか。推進員の募集要項には「報酬の支払いはありません」との記載がありますが、活動費は活動に関わる実費という理解で良いでしょうか。	活動費の金額に関する規定は、特にありません。 活動費は、活動に関わる実費という理解で問題ありません。
8	募集 要項	P.9	環境省関係事業(地域における地球温暖化防止活動促進事業等)の補助金は、事業終了後の支払でしょうか。それとも、事業実施前に概算払いが可能でしょうか。	令和4年度における本補助金の公募要領がまだ公開されておりませんので、現時点では未定となります。 令和3年度における本補助金の詳細については、一般社団法人地球温暖化防止全国ネットへお問い合わせください。 ■HP：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 <a href="https://www.zenkoku-net.org/tiiki-hojo2021/">https://www.zenkoku-net.org/tiiki-hojo2021/</a>

9	募集 要項	P.9	<p>自主事業については、「クールセンター八王子として地球温暖化防止に寄与する独自事業を市と協議のうえ、企画・実施することができる。」とありますが、実施拠点内やイベントでの物販などの販売行為は可能でしょうか。</p>	<p>実施拠点内やイベントで販売行為をすることは可能です。実施にあたっては、余熱利用センター内の他事業者と競合しないように配慮をしてください。自主事業で出た利益の一部を北野地域やクールセンター八王子の魅力向上などに繋がる事業へ活用することを期待しています。</p>
10	募集 要項	P.10	<p>クールセンター八王子の実施拠点は、インターネット設備は完備されていますか（有線・無線）。また、「光熱費は経費として精算しないで構わない」とありますが、インターネット使用料については、指定団体の負担となりますでしょうか。</p>	<p>指定団体は独自でインターネット接続に関する契約等をしていただく必要があります。</p> <p>インターネット使用料等の通信費は指定団体の負担となります。それに伴う光熱費の負担はありません。</p>
11	様式 2	1 及び 2	<p>会社概要及び業務実施体制について、当団体は特定非営利活動法人であるため、該当しません。</p> <p>内容変更手続き等の措置が必要でしょうか。</p>	<p>「1 会社概要」における「会社概要」、「会社名」、「従業員数」は、「法人の概要」、「法人名」、「職員数」と読み替えていただき、記載してください。</p> <p>「2 業務実施体制」については、本業務を実施するにあたっての体制を記載してください。</p>
12	様式 2	2 (3)	<p>1次評価（提出書式）yousiki2_kaishagaiyou の中で、「協力予定団体等」を記載する箇所がありますが、「協力予定団体等」の定義として、協力団体と契約・協定・覚書などの締結を行っている状態なのか、それとも、あくまで、予定なので、事業で協働もしくは事業に協力いただくという予定という状態（契約・協定・覚書などは未締結）のものでも構わないのか、どのような定義なのかが分からないので教えてください。</p>	<p>本様式における「協力予定団体等」とは、本事業において、指定団体と協働または協力予定（契約・協定・覚書などは未締結含む）の団体を想定しています。</p> <p>協力予定団体との関係性や協力における実現性等については、プレゼンテーション及びヒアリングにて、確認をさせていただく可能性があります。</p> <p>事業提案のなかで、協力予定団体との協働もしくは協力を活かした事業を期待しています。</p>

13	様式3	2	地域ネットワークを生かした活動とは、地球温暖化対策に関連した活動以外のことと解してよろしいでしょうか。	地域ネットワークを生かした活動であれば、地球温暖化対策に関連した活動以外のことについて、記載していただいて構いません。なお、地域ネットワークを地球温暖化対策に関する事業に活かしていくことを期待しています。
14	その他		委託料はいつ支払われますでしょうか。	前金払いでないと契約することが困難な場合は、前金払いとすることが可能です。なお、今年度は、四半期ごとに前金払いとしています。
15	その他		委託料は精算制（年度終わりに使い切らなければ八王子市に戻す）でしょうか。それとも、指定団体で繰越が認められますでしょうか（次年度以降の事業に活用など）。	委託料の精算は行いません。また、本業務委託による指定団体の債務が履行された場合（市による検査含む）は、市へ返戻する必要はありません。そのため、委託料と実際の経費の差額については、指定団体の収益となります。なお、収益の一部を北野地域やクールセンター八王子の魅力向上などに繋がる事業へ活用することを期待しています。